

答 申 書
(答 申 第 326 号)
令和3年(2021年)2月22日

1 審査会の結論

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長が、厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に係る札幌医科大学附属病院における取扱いの決定に至る行政文書を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙（省略）のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「厚生労働省発出文書の「令和2年2月14日新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」「令和2年2月28日同文書（その2）」及び「令和2年3月2日同文書（その3）」に係る附属病院における取扱いの決定に至る行政文書の全て」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、関係する公文書は作成していないとして、令和2年3月17日付け医経第1093号及び医大病第723号により、公文書不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取消し、改めて対象公文書を特定し、開示する処分に変更する裁決を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

実施機関が諮問に当たって提出した弁明書及び審査会における本件処分に係る説明内容によると、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

ア 本件開示請求に係る事務の所管課は、医事経営課及び病院課の2課である。

イ 医事経営課は、医師が医療行為を行った場合、保険者に対して診療報酬を請求する事務を担当している。本件開示請求に係る厚生労働省保険局医療課が発出した事務連絡（以下「厚生労働省事務連絡」という。）について、当課は何らかの決定行為をする立場にはない。

ウ 病院課は、病院全体の運営に係る調整を担当している。電話診療の実施については、本件開示請求後において、厚生労働省事務連絡を受け、電話診療の実施に係る検討を進め、電話診療の体制、フロー図及びチェックリストを作成し、開始したという経緯になっている。そのため、本件開示請求があった時点では、当該事務連絡の取扱いに係る決定行為はなされていない。

これらのことから、本件開示請求があった時点において、実施機関が、本件開示請求に係る公文書を作成及び管理していなかったとする主張に特段の不自然、不合理な点は認められず、本件処分は妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(4) 付言

本件開示請求に係る実施機関の対応について、以下申し添える。

ア 開示請求の担当課について

本件開示請求は、病院課を担当課として受け付けたにもかかわらず、病院課のほか医事経営課からも、請求人に対し不存在通知がされているが、複数の課が開示請求に対応することとなった

ときには、請求人に無用の混乱を生じさせないよう、実施機関は、予めその旨を説明するなどの対応を考えることが望ましい。

イ 開示請求に係る対象公文書について

実施機関の説明によると、本件開示請求に係る対象公文書は、開示請求がされた後に、作成されたとのことである。情報公開制度は、道政の諸活動の公開性を高め、道民参加を促進するものであることに照らすと、開示請求後に作成された公文書が存在するのであれば、その旨を請求人に伝えるなど、実施機関は、道民の知る権利に鑑みて、適切な対応をすることが望ましい。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年9月30日	○ 諮問書の受理（諮問番号 636） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和2年10月9日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和2年11月16日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年12月18日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
令和3年1月26日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年2月15日 （第106回審査会）	○ 答申案審議
令和3年2月22日	○ 答申